

(別紙：ご意見記入用紙)

函南町建設経済部 都市計画課 行き

函南町自然環境等と再生可能エネルギー発電施設との  
調和に関する条例(案)に関するご意見

ふりがな 氏名	かぶしきかいしゃとーえねっく えねるぎーじぎょうぶ 株式会社トーエネック エネルギー事業部		
住所	〒455-0011 愛知県名古屋市港区千年3-1-32 (発電所：静岡県田方郡函南町軽井沢薪林山340-1 他)		
連絡先	電話	052-659-1119	FAX 052-659-1141
	Email	[Redacted]	
意見欄	<ul style="list-style-type: none"><li>・事業規模等の大雑把な分類によって一律に規制するのではなく、県・市・町と防災・排水問題を協議し、地元住民の理解を得ながら進めている事業に対しては同意すべきと考える。この点素案の「同意の制限」においては、「ただし、事業地及びその周辺区域の状況等により明らかに支障がないと判断される場合は同意できるものとします。」とされているが、このままでは、行政の裁量が広く恣意的な運用も可能となるので、同意の判断基準を明らかにすべきである。</li><li>・素案では、着手の60日前に届出し、同意することとされているが、着手の定義がない。着手とは、「森林法における林地開発許可など、他の法令において必要とされている許認可に関し、法令上の図書を関係行政庁が受理していること」等と具体的に定義して明確にすべきである。</li><li>・届け出を受けての同意の成否が判明するまでの期間が明示されておらず、いわゆる「握りつぶし」のような状態が発生しないか危惧される。同意についての応答期間を明示すべきである。</li></ul>		

※氏名や住所などの個人情報は、ご意見を確認する場合のみ使用し、他の用途には使用いたしません。

※ご住所が町内ではない方は、町内の勤務地のご住所をご記入してください。